

第4回 稲敷市事務事業評価 外部評価委員会

日時：令和元年8月21日（金）午前9時30分～
場所：稲敷市役所本庁舎4階 委員会室1

発言者	発言内容
-----	------

1. 開会

事務局	おはようございます。外部評価委員会第4回を始めさせて頂きたいと思います。委員長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
-----	------------------------------------------------------------------------

2. 委員長あいさつ

委員長	山場に入ってきましたね。順調に進めばと思っています。よろしくお願いいたします。
-----	-----------------------------------------

3. 議事

(1) ヒアリング

1. 妊産婦支援事業（不妊治療費助成等）（担当課：健康増進課）

事務局	それではヒアリング1番、妊産婦支援事業、Index No.10です。委員長よろしくお願いいたします。
委員長	それでは、説明をよろしくお願いいたします。
担当課	《自己紹介》
担当課	<p>それでは事業概要のご説明をさせていただきます。</p> <p>稲敷市で不妊症の治療やそのためにかかった医療費を助成する不妊症・不育症治療費助成事業と、身体の発育が未熟なまま生まれ入院による治療が必要な乳児に対して医療費を負担する養育医療給付事業を行っております。どちらも高額な医療費に対して経済的負担を軽減するものでございます。</p> <p>不妊症・不育症治療助成費助成事業について説明いたします。お手元の資料は広報稲敷7月号の記事になります。不妊症治療費の助成としまして3つございます。1つは体外受精・顕微授精に対する特定不妊治療費助成です。この助成は茨城県の不妊治療費の交付決定を受けた夫婦に対して県で助成できなかった金額を助成しております。2つ目は特定不妊治療の一環で実施された男性不妊治療に対して上乘せして助成をする、男性不妊治療費助成がございます。3つ目は人工授精に対する一般不妊治療の助成でございます。今年度から不妊症治療費の助成に加えまして、不育症治療費助成を開始いたしました。不育症とは、妊娠をするものの2回以上の</p>

	<p>流産等を繰り返して妊娠が継続できない場合を言います。今回、その検査と治療費に対して助成の枠を広げまして、事業の拡充・拡大といたしました。</p> <p>以上簡単ですが事業の概要をご説明させていただきました。</p>
委員長	<p>説明の中で、県の交付についての話がありましたが、詳しくご説明ください。</p>
担当課	<p>県の助成で上限額が決まっていますので、上限額を引いた額を市で助成をしています。</p>
委員長	<p>それについては、市独自で認定するもしくは申請を受け付けるということはあるですか。</p>
担当課	<p>申請は受け付けるのですが、条件としまして茨城県の交付決定をされた方ということになっていきますので、交付をされた後に市に申請をしていただく形になります。</p>
委員長	<p>例えば相談に来ますよね。その時にはどのように対応するのですか。</p>
担当課	<p>相談された場合は、まず管轄の竜ヶ崎保健所にご相談していただき、そちらで交付決定された場合には市で助成ができますということでお話します。竜ヶ崎保健所には、稲敷市の申請書一式もすべておいていただいていますので、県の側からもご説明していただいています。県の交付決定が決まったら市のほうにお越しいただくという形になっています。</p>
委員	<p>県の助成金よりも医療費がかかった場合、市が助成してくれるということですね。継続して治療していくものだと思うのですが、1回分ごとに県が交付し、市もその都度助成するのですか。</p>
担当課	<p>そうですね、1回目が上限15万、その後は上限10万を通算6回まで助成します。通算6回というのは県の要件と同じになっています。その他の要件についても県と同じにしております。</p>
委員長	<p>その度に保健所に申請に行き、市役所にも行くということですか。もう少し簡便な方法はありませんか。</p>
担当課	<p>難しいですね。</p>
委員	<p>期間を置くご夫婦もいれば、連続して行うご夫婦もいますからね。</p>
委員	<p>この治療は、費用もかかりますし精神的にも大変だと思います。</p>
委員	<p>県に申請する時は医師の診断書なども必要になりますよね。</p>
担当課	<p>そうですね。所得制限もありますので、交付決定がされればそちらも確認させていただきます。</p>
委員長	<p>所得制限があるということは、ある所得を超えたら県では交付決定をしないのですね。</p>
担当課	<p>資料として県の簡単な要項を抜粋してありますのでそちらをご覧ください</p>

	い。県のホームページからダウンロードしたものになります。
委員	健康増進課の窓口で相談に見えたら、県の助成金について申請を受けるように勧めているのですね。
担当課	ホームページ等にも記載していますので、皆さんそちらでも調べている方が多いです。
委員長	ホームページを見ない人は全く見ません。気持ち的に大変な事なので申請が1回で済む方法はないでしょうか。市で整理して受付をしてそれを県の保健所へ回すというような方法を県と話し合ってみてはいかがでしょうか。
担当課	そうですね。稲敷市のことだけではなく、全市町村同じ形ですので、そういう方法があるといいですね。
委員	県の助成に上乘せする市町村はどこも同じような形式をとっているということですね。
委員	病院の不妊治療外来などでもこういった相談に乗ってくれて紹介してくれるのでしょうか。 43歳という年齢制限については、年齢を上げていくことを今後検討していく話がありますか。
担当課	前はもう少し年齢が高かったのですが、母体の事等を考えて国でも43歳ということになったので、年齢を下げました。出産時の合併症などリスクを考えてのことだと思います。
委員	手続きが健康増進課だけで終わらず大変なので、窓口などで相談を受けた場合はなるべく前向きに親身になって対応していただきたいですね。
委員	保健所に申請書が置いてあるとのことでしたが、保健所で申請をした時に、決定は別にしても、市の申請書も同時に受理できないのでしょうか。申請書を置くにあたって、PRのためだけではなく、同時に申請できるような話し合いはされていますか。いくらかでも申請する方の手を煩わせない方法を考えていただきたいです。
委員長	稲敷市にする場合、申請書に必要な書類は何ですか。
委員	県に申請しているので、その書類を添付すればいいということですよ。
担当課	後は、滞納をしていないかどうかという話になります。同意をいただいて調べさせていただきます。その同意書と一緒に申請書をいただいています。
委員長	申請するにあたって書類はたくさんありますか。県に申請をしているのだから、そのコピーと「稲敷市に申請します」という自署があれば、理屈としては進みます。何回も書くのはとても大変です。
委員	ちなみに保健所や市役所には持参しないといけないのでしょうか。「印

	鑑をお持ちください」ということは行かないといけないということですよ ね。
担当課	そうですね。訂正があった場合、訂正印を押しながら処理をしていきま す。
委員長	印鑑を押さなくてはいけないのですか。サインだけではいけませんか。
担当課	申請書には印鑑を押していただきます。
委員	2 度行かなくてはいけないのか、郵送で済むのかという話にもなります よね。県が OK したもので稲敷市が受け付けてくれるのならば、わざわざ 行かなくてもいいのかもしれない。
担当課	郵送で対応している場合もございます。
委員長	県に提出しているものと同じ書類の場合はコピーでいいのですか。領収 書・明細書はどうですか。
担当課	コピーで大丈夫です。領収書・明細書については原本を確認して精算さ せていただきます。
委員長	住民票や課税証明は要りますか。
担当課	必要ありません。同意をいただきまして市の側でチェックいたします。
委員	添付書類は県に提出しているのだから、県が認めれば、市ではその時点 でクリアしているという考えではできませんか。同じことを重複して チェックするわけですよ。
委員	重複していますね。県できちんとチェックできていなかった場合のリス クはありますが。
委員	県内 44 市町村どこでもやっていますよね。全県の市町村で補助金を出 しているのであれば、話し合いによって、申請の簡素化ができるのではな いでしょうか。
委員長	県は、旅券の発行まで市町村に事務移譲しています。病院の領収書が確 認できれば払うわけですから、本件についても市町村が申請を受けるとい う形で整理がつくのではないのでしょうか。
委員	ブロック会などで提案し、竜ヶ崎保健所管内で意思統一を図り、全県に 提案するのも 1 つの方策ではないのでしょうか。
委員長	事務的に移管してしまえば、市民が何度も手続きをしなくても済むよう にできるのではないかと思います。
委員	こういうものこそ地域密着にして、県まで行かなくて済むようにしたい ですね。
委員長	今は何でも電子申請で済む時代ですね。
委員	一般不妊治療においても稲敷市は助成をすると書いてありますが、利用 されていますか。

担当課	前年度で7人です。
委員長	自分がその立場になった時に面倒になってしまうのかもしれませんが。
委員	通院をしてさらにこういう負担があるとなると、通院するのは自分の意思ですが、申請までするのはかなりの負担ですよ。
委員	治療したい人は経済面でネックがある場合、こういう事業があると助かります。
委員	県の助成だけを受けて、市の助成はいらぬという方もいらっしゃいますか。
担当課	分かりませんが、いないのではないのでしょうか。
委員	高額だから補助しようというのが前提ですからね。 昨年1年間で申請している方はどれくらいいらっしゃいますか。
担当課	特定不妊治療で25名、一般不妊治療で7名です。
委員	出生数はどれくらいですか。
担当課	前年度は169人です。
委員	25名の男女の比率はわかりますか。
担当課	夫婦ですので、25組です。原因が分かって男性不妊に移行した場合は上乘せして助成しますが、今のところ稲敷市では実績はありません。
委員	子どもを望まれる夫婦、そしていろいろな困難をくぐり抜けて生まれてくる子どもの環境なども考えてしまいます。相談に来られた時にはいろいろな悩みがあるのだと思います。そういったところも保健師さんがケアしていただければと思います。また、未熟児、低体重児も今多いですが、そういったお母さんは抱えている問題がたくさんあると思います。
委員	不育症治療とありましたが、それについては何件くらいありますか。
担当課	今年度から始めた事業ですので、稲敷市ではまだ実績がありません。
委員	流産の比率もあがっていますよね。
担当課	全国的にも問題になってきているところです。
委員	昔はそんなになかったと思います。何回も繰り返している人もいますよ。
委員長	よろしいでしょうか。ありがとうございました。

2. 地域防犯環境改善事業（担当課：危機管理課）

担当課	<p>《自己紹介》</p> <p>地域防犯環境改善事業につきまして、防犯灯の設置や防犯カメラ等の設置など、防犯に関しては様々行っておりますが、その中の防犯連絡員による巡回活動が主な概要でございます。</p> <p>現在、防犯活動といたしまして、防犯連絡員の青パト車による巡回パト</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ロールを市内 4 地区で小学校の下校時間帯に合わせて月 3、4 回実施していただいております。目標指標にあります青色防犯パトロール講習会は、青色回転灯を点灯させて走行するために必要な資格取得の講習会となっております。内容は、パトロールの心構えや順守すべきことなど、防犯パトロールを実施するにあたり必要な講習会となっております。受講していない防犯連絡員、市役所の職員、教職員の方に受講していただいております。</p>
委員長	<p>報償費が 100 万以上出ていますが、これはどういう形で支払っていますか。</p>
担当課	<p>防犯連絡員が巡回パトロールに出ただいた時や啓発活動などのキャンペーンの時に支払いをしています。</p>
委員長	<p>どのくらいの単価ですか。</p>
担当課	<p>1 回出ていただいて時間に関係なく 1,500 円をお支払いしています。</p>
委員長	<p>時間はどれくらいかかりますか。</p>
担当課	<p>パトロールは、午後 2 時半くらいから始まり 4 時半から 5 時くらいの間です。キャンペーンは 1 時間くらいになります。イベントになると半日程度出ていただいています。</p>
委員	<p>青パト防犯パトロールは車ですか、歩いて回るのですか。</p>
担当課	<p>車での巡回活動となります。</p>
委員	<p>車は誰の車ですか。</p>
担当課	<p>市役所の車です。赤いパトランプではなくて青いランプをつけている車です。それが 4 台あります。その他に通常の公用車も登録しております。その中にも青色のパトランプを積んであります。先日、子ども達が刺されたといった事件がありましたが、そういった時には強化ということで、市役所職員も 2 か月程度夕方下校時にその車に乗って防犯パトロールをしたということもありました。</p>
委員	<p>青色のランプをつけたパトロール専用の車が 4 台あるということですか。</p>
担当課	<p>そうですね。4 台は専用の車です。</p>
委員	<p>どれくらい稼働していますか。</p>
担当課	<p>防犯連絡員は月に 3、4 回使用し、そのほかに教育学務課が依頼しているスクールガードリーダーでも使用して子ども達の通学・下校時間帯に行っております。防犯連絡員が巡回しない日はほぼスクールガードリーダーが使っているような形です。</p>
委員長	<p>スクールガードリーダーと防犯連絡員はやることは同じですか。</p>
担当課	<p>巡回に関しては同じです。</p>
委員長	<p>スクールガードリーダーにはお金は支払われていますか。</p>

担当課	教育委員会のことについては詳しくは分かりません。
委員長	防犯連絡員は講習を受けていますが、それ以前に何かやっていたということはありますか。
担当課	特に前歴は問うていません。職歴は様々です。
委員長	専用の車を持っていて月に何回かしか巡回をしない。それでお金を貰うというのはどうなのでしょう。
担当課	防犯連絡員は青パトだけが業務ではありません。他には学校の下校時間帯に見守り活動などもしております。報酬外ですが、防犯の職なども防犯連絡員に立ててもらっています。
委員長	青パトがきちんと稼働しているのかが疑問です。
委員	職をつけるだけであればもう少し柔軟なやり方があるのではないのでしょうか。
委員	お話を伺っていると、子どもの下校時にしか防犯連絡員は活動をしていないイメージですが、本来なら地域全体の夜間パトロールなども併せて行い地域全体を巡回する事業ではないかと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。例えば部活動をしている高校生の帰宅は 19 時くらいに下校しますよね。今のお話だと、小中学生の通常の下校時、しかも月 3、4 回ですよ、というように聞こえます。この事業の目的はそういうことではないと思います。
担当課	実際、19 時など夜間のパトロールは防犯連絡員では行っていません。
委員	青パトの資格を取っている方は 400 名いるというデータがありますが、この方達は何をやるのでしょうか。資格をとったというだけだと意味がありません。青色のパトランプを取り付けできるということですし、もう少し地域全体の防犯ということを考えないとおかしいと思いました。学童あるいは下校時などに特化しているならいいのですが、そういうことではなく、地域の巡回活動の充実ですよ。
委員長	青パトは防犯連絡員以外の方も乗るということでしたが、この方達はどのような資格でその車に乗れるのですか。
担当課	任命を受けている方ということです。防犯連絡員も市から委嘱しております。防犯協会ははじめ警察署長、市長との協議により任命しております。教育委員会のことについてはこちらでは詳しくは分かりません。
委員長	危機管理課が管理している車ですよ。その車に乗る人を危機管理課が把握していないのはまずいのではないのでしょうか。
担当課	危機管理課の車ではなく稲敷市の車ですので、担当課で把握していると思います。
委員長	市の車ということは、管財課の管轄ですか。

担当課	担当課ということです。危機管理課では防犯連絡員の確認を、他の課でも各担当課で確認をしています。
委員長	教育委員会は市の管轄とは別になっています。車も教育委員会は別ですよ。ね。目的が違うかもしれませんが同じことをやっているなど、もう少し整理する必要があるのではないのでしょうか。
委員	430 名資格を取得した方がいますが、その中で活動している方は何名いらっしゃいますか。
担当課	現在防犯連絡員が 103 名です。
委員	資格は全員もっていますか。
担当課	いいえ、全員は持っていません。8 割くらいの方は持っています。
委員	報酬を貰っている人がいつも同じになりかねないということかと思えます。
担当課	他に仕事をしながら活動していただいている方もおりますし、活動状況は人によって違います。
委員	ということは定年退職後のリタイアした人達が一番活躍しているということですよ。ね。そもそもの考え方がおかしいと思います。学校における下校時の見守りも大事ですが、そもそも危機管理課の考え方として、この事業が何を目的として始まったのかというのが分かりません。スクールガードリーダーとバッティングしている部分が多々あります。内部評価で、「目標は達成していないが一定の進捗は見られる」とありますが、これはどういう意味合いでしょうか。
担当課	講習会に初めて参加して防犯連絡員になった方、また、職員でもまだの方に受講していただき、昨年も 26 名に受講していただきました。
委員	青色パトロールの講習を受けないと乗れないわけですよ。ね。参加者を募っていきますと書いてありますが、参加者が増え、その方達にどう活躍の場を設けていくのかと言う部分が弱いですね。
委員	400 人も講習を受けていますが、車が 4 台しかなかったら、その車に乗っている可能性は極めて低いですよ。ね。自分の車を使いガソリン持ち出しでパトロールしてくれればその方がむしろ実効性はあります。自動車でも自転車でも歩きでも見守りをしてくれれば効果はあるのではないのでしょうか。
担当課	回転灯を回すということになりますと、登録が必要になります。
委員	目的を達成するためには、別に青パトに限った話ではないと思います。腕章や自転車にステッカーをつけていてもいいわけです。見守りやパトロールをしているという牽制効果があればいいので、青パトでなければこれができないという話ではありません。
委員長	これだけのお金があれば、防犯のジャンパーやベストを配れますよね。

委員	<p>小学校の見守りの話でいうと、地域のボランティアで登校時に見守って下さっている人は下校時にも気にして見守っています。新利根地区では、下校時のポイントに保護者が待っています。その他はスクールバスで行くので、バスを降りるところに保護者がいます。そういった人達と防犯連絡員が連携をとっていただければと思います。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 空き家対策事業（担当課：危機管理課）

担当課	<p>平成 29 年度に空家等対策計画を策定いたしまして、現在、空家等の適正な管理と指導に取り組んでいるところでございます。</p> <p>平成 27 年度 5 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、全国的にも取り組みが進んでいるところでございます。稲敷市におきましても、平成 28 年 29 年の 2 ヶ年継続事業としまして、空家等の実態調査及び空家等対策計画の策定を実施しております。空家の実態調査につきましては、市内で空家と思われる建物、1113 件を対象に外観調査を実施し、その結果 703 件を空家と推定いたしました。また、空家等対策計画では、基本的な方針としまして、①空家化の抑制と予防、②空家利活用の促進、③管理不全空家等の抑制と解消が大きな柱となっております。空家対策の事業内容につきましては、市内の空家の実態把握に努め、空家の所有者に対し、適正管理の基本的な考え方の指導や相談、各分野の専門家と連携した空家相談会の開催、市の空家バンク制度の活用による利活用の促進を進め、空家化の予防と抑制を行っております。なお、今後、管理不全な空家に対しましては、自然環境に様々な悪影響を及ぼすことになるため、市空家条例に基づき助言・指導・勧告等の措置を講じ、管理不全な空家の抑制と解消に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	平成 30 年には調査はしていないのですか。
担当課	<p>実態調査は平成 30 年には行っておりません。ただ、703 件の空家がありますので、実態調査後にその 703 件を対象に再調査しながら管理されていない空家については管理するように指導しております。</p>
委員	それは所有者に対してですか。
担当課	そうです。
委員	<p>高齢者が亡くなり新しい所有者はそこには住んでいないので空家ということですね。市内での所有者はどれくらいですか。あるいは遠隔地だから放置されているという状態なのですか。</p>
担当課	703 件に対してアンケートを実施しましたが、所有者の 7、8 割は市外在住になっています。
委員	<p>ということは、空いてからでは無理だと思います。税制上も空家になって 3 年以内、相続して 3 年以内なら特別控除ができるというような制度</p>

	<p>を作っているくらいです。生前から相続者にどうしてほしいのか話しておかないと更地にするなどの管理ができません。空家になる前に対策をしないと空家は減らないと思います。空家のリスクが分からない人はいます。まして自分の目の前にないので実感ありません。空家になる前にそういった意識を持ってもらわないといけません。その辺りはどうでしょうか。</p>
担当課	<p>確かにその通りです。昨年から空家相談会も開催していますが、所有者の方がなかなかそこまで考えている方はいません。</p>
委員	<p>だから、空家になる前にやらないといけません。空家になっても更地にするのには費用がかかりますし、お金がなければ壊すことができません。</p>
担当課	<p>こちらにも市民の方から苦情が来ます。草木が繁茂しているというのが多くあります。そうすると、所有者に写真を撮ったものを送りますが、やはり皆さんなるべくお金をかけないようにという話です。負の財産という形になってしまっていますので、余計にお金をかけたくないという実情があります。</p>
委員	<p>そうすると相談会をしてもなかなか来てくれないのではと思いますがどうですか。</p>
担当課	<p>おとし、県と共同の事業で募集をかけたのですが、その時は0件でした。去年は直接通知を送ったということも要因の1つかもしれませんが、30件ほど申し込みがありました。2日間開催しましたが、1組1時間かかりますので実際には相談会では6組でした。申し込んだ方のうちほとんどの方が売却したいという相談でした。そういった方には市の空家バンク担当につなぎまして登録してくださいという話をした経緯があります。</p>
委員	<p>空家を処分するなら早く動かないと税制上の特典を受けられないということもあります。予備軍をいかに減らしていくかという方が効率がいいと思います。空家になってしまって何年も経ったものは減らすのはなかなか難しいです。</p>
委員	<p>空家バンクも登記をしていないとなかなか動けないという話を聞きました。古い建物は未登記のものも結構あると思いますが、照会して未登記だと、空家バンクもその先のアクションが起こせませんよね。</p>
担当課	<p>登記をしてあるか、または線引きの前か後かという話もあるのですが、利活用やバンクの登録になると担当課が違いますので、こちらとしてはその先まではできません。</p>
委員	<p>所有者の多くが市外にいるという話がありましたが、特定空家になった場合の代執行の事例が将来的に稲敷市でも出てくる可能性はありますか。</p>
担当課	<p>あります。実際、実態調査の703件のうち99件が特定空家候補の判定</p>

	でした。その後再調査をしまして、ほとんどが特定空家まではいかない、悪影響を及ぼす空家は数件だと思います。
委員	市街地ではないので、周りにそこまで悪影響がないのかもしれませんが、空家になってしまうと防犯などの面で懸念があります。そういうことも含めて空家対策の必要はあると思います。
担当課	他市町村では代執行前提で特定空家をしているところもあります。稲敷市でも今年あるいは来年にはひどい空家については特定空家に指定をしていこうと話が進んでいます。
委員	委託料はどういったものですか。
担当課	空家システムの委託料になります。
委員	空家システムとはどのようなものですか。
担当課	市内の地番図と航空写真の上どこに空家があるかチェックを入れています。
委員	結構な額がかかりますね。
担当課	更新で約 90 万円、保守で約 10 万円です。
委員	最終的には特定空家をどのように解決していこうと市ではお考えですか。
担当課	最終的には行政代執行になります。その前に所有者と合って話をして、まず所有者に管理してもらうことを第一に考えています。ですので、まだ稲敷市では特定空家の指定はありません。特定空家の指定をしてから代執行という形になります。県内でもまだ 4 例ほどしかありません。代執行した場合、所有者が分からない、あるいはお金を取れないということで、その費用は市の負担になってきます。
委員	家は解体するにしても、市が所有するという形に最終的にはできませんか。
担当課	管財人を立てて市が代執行した後に売却した場合、最終的にかかった費用を差し引きで処分することはできます。
委員	特定空家の指定までにはステップがあるのですね。何年もかかるのですか。
担当課	何年もかかることはありませんが、まず、その建物が周りに悪影響を及ぼす建物かどうかを判定委員会にかけます。その後、協議会で特定空家になるか認定する形になります。それに対して所有者に管理をお願いして、最終的に応じない場合は代執行になってきます。
委員	代執行した場合、費用はもらえない場合が多いでしょう。そうした時に、建物を壊してもらいました、しかしお金は払いませんよ、ということになり、他の人との公平性に欠けてしまいます。難しいですね。
委員	何もしない人が得をしてしまいますね。

担当課	補助金を出している自治体もあるようですが、やはりこちらも、放っておけば補助金をもらって壊せるということが広まってしまうのもよくありません。
委員	啓発もこの事業活動の中に入っているといいと思いました。
委員	市外に居住している所有者は、空家の認識がなくなってしまうですね。放っておけばいいと思ってしまう。
担当課	最終的には相続放棄ということでそういうケースが多くあります。放棄しても管理責任はあるということは説明しています。相続放棄しても次の管理人ができるまでは管理の義務があると民法では規定されています。
委員長	話は戻りますが、委託料の中身についてももう少し詳しく説明してください。
担当課	委託料は、空家システムの更新業務で90万ちょっとかかります。
委員長	空家システムで分かることは何ですか。
担当課	まず、空家がどこにあるか位置が分かります。地番図と航空写真の上からポイントを落としてあります。見た目の他に、各地区（字）ごとに空家を抽出することができます。役所に苦情があったものについては、空家のデータを更新、システム内に登録しています。
委員長	どのような時に使いますか。というのは、地図上でどこにあるか分かる、あるいは地区ごとにいくつあるか集計するというのは、住所地番が分かれば、稲敷市で持っているGIS、地図情報システムの上に落とすことができます。それは新たにお金をかけずにできる話です。
担当課	そのほかに、ポイントがあった場合、現状の写真や対応した経緯などの情報もぶら下がっている形になっています。
委員長	それについては、自分のところで作ればいくらでもぶら下げられます。例えば、防犯灯なども住所が分かるのですべてプロットできます。それを地図情報システムで管理している市町村は、設置年や蛍光灯の取り換え年の情報なども全部ぶら下げています。そういうのを抽出できるのがGISです。それには情報の管理担当課とやり取りして、稲敷市の地図情報の整理が必要ですね。
担当課	情報の管理担当課に確認してみます。
委員長	管理するためのものですよね。オープンに使うのであればまた違うかもしれませんが、管理の為のデータなら、市でもっているGISの地図情報で整理ができます。そうすればお金が節約できます。
委員	空家は防犯や防災にも関連することですよね。そうするとせっかくソフトがあるのならもう少し情報を入れて、全体のいろいろなデータが入ったものになるといいですね。
委員長	それを役所内で共有できればいいですね。

委員	単独で持ってしまうとそこでしか分からないものになってしまいます。
委員長	共有した地図情報に載せれば、例えば、消防がどこに空家があるか把握できます。
委員	市内に 700 件強の空き家がありますが、担当課は毎年現況調査をしているのですか。
担当課	703 件を再調査いたしまして、実際空家ではないものを確認し、管理がされていない空家にはこちらから通知を送っています。そして、綺麗になった場合は空家ですが管理されているということでこちらからは外しています。最終的には管理していない空家をずっと追っていくことをしています。
委員	管理していないというのはどう判定しているのですか。草刈りをしていないとかそういうことですか。
担当課	周りに悪影響を与えていないか、簡単に言うと草が伸びているというような話です。
委員	そうすると、草刈りをしていればいいという話になりますか。
担当課	なります。空家といっても、年間を通して盆や正月に帰ってくるということもあります。それについては、この計画では空家に含めなくなります。
委員	それを調べるのですか。
担当課	そうです。所有者に確認した時に、自分が管理していますと言われれば、それ以上役所は口を出すことができません。
委員	管理をしていないところ、空家に認定したところにはどういうことをしていますか。
担当課	月に 1 度、通知を送った後に再び確認しています。変化がない場合はまた通知を送るという繰り返しになります。
委員	分かりました。

4. 自主防災組織育成事業（担当課：危機管理課）

委員長	説明をお願いします。
担当課	<p>自主防災組織は、地域の住民が自分達の地域を自分達で守るため、自主的に結成する組織であります。災害による被害を軽減するための活動を行う組織です。自主防災組織の必要性としましては、大規模な災害が発生した場合など、消防や行政では手が回らないといったところもありますので、地域の方々ができることを協力して行うことで被害の軽減につながります。</p> <p>稲敷市の状況としましては、合併前に東地区で行政区ごとに設立した経緯がございますが、長い年月が経ち、人も変わり、現在はほぼないに等し</p>

	<p>い状態となっており、民生委員の方や消防団に頼っている状況です。これまで区長会等で、自主防災組織の必要性を説明して参りましたが、なかなか結成には至っておりませんでした。ここ数年毎年のように大規模な地震や台風等による災害がテレビで報道されていまして、市としても、早期の結成を計るため、昨年度から区長や民生委員または市内の消防団を対象にした研修会等を実施しております。また旧町村単位の 4 地区ごとにおいても、区長・民生委員の方に集まっていただき、自主防災組織の設立について、研修会や説明会などを開催しております。実施計画書に書いてあるように、設立に際して補助金の交付を行うために予算を計上し、組織の結成を呼びかけているところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
委員長	実績はどのくらいですか。
担当課	<p>今年度 70 万円の予算がありますが、この金額は 2 地区分で、1 地区 35 万円です。昨年度から説明会等を行い、うちの地区でやっている、あるいは似たようなことをやっている、という地区が 2 地区あり、その分の予算で、今年度は 2 地区出来る予定です。ほかにも個別に説明会を開いてほしいという要望もありますのでもう少し増える可能性があります。その時は補正で対応する予定です。</p>
委員長	<p>市町村によって違いますが、専従で職員をつけているところもあります。地区に行って説明会をするというのを繰り返す営業職みたいなものですね。専従で行う人 2 人に上司 1 人の 3 人くらいの体制のようです。また、自主防災組織の結成率を競うところもあります。結果的に自分達でやってもらわないと困りますからね。</p>
担当課	<p>毎年県からも市町村ごとの団体数が発表されます。地域性もありますが、稲敷市のような昔からいる人が多い農村地域では、今さらこんなことをやらなくても大丈夫、という考えもあるかもしれません。街中のほうが結成はしやすいのかなとも思います。</p>
委員長	<p>街中でも全体でやっているわけではなく、その中の 2、3 人ががんばってやっているのですよね。</p>
委員	<p>この事業を始めて数年経っているにも関わらず、なぜ遅々として進まなかったのでしょうか。私も民生委員をやっていた時に何度も要望しています。しかし、市の方では自主防災組織を作ります、と言いながら進まないで、自分達で非常時のマニュアルを作りました。しかし、それは自主防災組織に転嫁するから使えないと言われました。それなのに進んでいないのはなぜでしょうか。</p>
担当課	<p>私も担当して 2、3 年目なのでそれより前の話になるとはっきりは分かりませんが、民生委員からの話はありました。</p>

委員	毎年、消防団、民生委員、区長と三位一体でやりましようと言いつけて4年も経ってしまいました。何にも進んでいません。担当課で努力をしているのですか。机上でやっけても意味がありません。
担当課	遅くて申し訳ありませんが、先程申し上げましたように、民生委員、そして区長が地区ごとに座った中で説明会を行い、協議していただくというのを始めました。
委員	人件費を500万円も使って何をするのかが分かりません。
担当課	説明会が中心になると思っています。
委員	説明会をいくらやっけても、できないものはできないと思っています。
担当課	地区ごとに個別でやろうという話になっていますが、全く相手にしてくれないところにはなかなか行けないので、ある程度興味を示してくれている地区へこちらからお伺いしようとしてアポイントを取っているところです。
委員	説明会ではどういった意見が出ましたか。
担当課	民生委員は長年やられる方が多いので、自主防災組織についてもある程度の知識をお持ちです。区長は1、2年で交代することが多いので、情報があまりありません。なので、民生委員からは作っけてほしいと要望が出るのですが、区長側は、来年自分の任期が終わったら…という感じの方も多くなかなか進みません。
委員	なにかまとまった成果はありましたか。
担当課	私からは、すべてを自主防災組織でやっけてほしいということではないと話しています。例えば、民生委員は、災害時に1人暮らしの高齢者を10人も20人も抱えて、1人でまわるのは難しいです。そういったことを地区で話し合っけて、事前に高齢者を見ていただく方を決める、あるいは経路を決める、そういうことだけでもいいんですよ、という話をしています。
委員	私はそれをやりました。3年前にマニュアルも作っけて提出しています。それなのに駄目だと言われました。それが縦割り行政の典型でおかしなところだと思います。
委員	同じ時期に要支援者台帳を市内の民生委員が作成しました。個別訪問をして大変でした。
委員	自分の地域120戸をすべて訪問しました。
担当課	そういったものを作っけて共有していただければと思っています。
委員	それが活かされていませんよね。
担当課	個人情報の問題があると言われたことがあります。
委員	災害が起きた時に、地域の1人暮らしで動けないお年寄りを助けるために作っけているのに、それを言い出したらおかしくなります。
委員	少し進展している話を聞きました。稲敷市介護支援専門員協議会というケアマネージャーの集まりがあります。ケアマネージャーが地域の要支援

	者や要介護者の情報について一番よく知っています。そこで、介護支援専門員協議会から説明会に参加させてもらって一緒に協力していきましょうという話があるとのことでした。民生委員と情報共有もしているようです。
委員	それも個人情報になってしまいますよね。
委員	民生委員は 1 人 100 人以上抱えています。民生委員だけでは大変ですからケアマネの協力は大事だと思います。
委員	昨年もありましたが、台風などで避難所を開設した時など、民生委員が一番気を張っていると思います。市で、連携すべきところを吸い上げてやってくれればということです。
委員	少しは進展しています。ケアマネ協会の若い人達の意見で、そうやって動き出してくれたのは素晴らしいと思います。自分達から民生委員に働きかけたそうです。
担当課	確認してみます。
委員	そうであっても組織ができないと困るわけですよね。それをどうするか。危機管理課も様々な部署があり忙しいでしょうが、どのようにしたらうまく組織化できるのかを考えていただきたいと思います。
委員	区長がせめて 2 年くらい務めてくれると意識が変わるでしょうか。
委員	引継ぎすれば済む話ですよね。
担当課	なるべく説明会も 4 月、5 月の早い時期にやるようにしています。あまり遅いと、もう交替だからと言われてしまいますので。
委員	令和 3 年で組織 6 件などという目標ではなく、30、40 件の目標値を持って取り組んでいただきたいです。3 年後にこれだけというのは、危機管理課の考え方が甘いと思います。
委員長	現実、市の職員が全員を助けるわけにはいかないの、自分達でしてもらわないといけません。皆、自分達の問題だと思っているのでしょうか。それぞれの家に食べ物があるから大丈夫だと思っているのかもしれませんが。いざとなれば組織がなくてもきちんとやるのかもしれませんが。
委員	東日本大震災の時はどうでしたか。
担当課	説明会では、そういう時に黙っているひとはいないと皆さんおっしゃいますので、それが自主防災の始まりだという話はしています。最初は混乱するかもしれませんが、いざという時には動くのでしょうか。
委員	ただ、初動で混乱しないようにするのが担当課だと思います。組織化されればいろいろな面で助かります。サポートしてあげれば、実際の現場で役に立ちます。避難所に行った時、市の職員がなかなか来られない中、誰がトップになってやっていくのか、そこから始まるのだと思います。そうでないと避難所が機能しません。

委員	自主的に手を挙げている地区もあるので、例えばモデルケースを指定して、成功例として紹介・アピールすることを考えてはいかがでしょうか。
担当課	実は、東の光葉地区。高齢化が進んでいますが、自主防災組織が大体できています。そういった地区をモデルにするということを私どもも考えています。参考にさせていただきます。
委員	ただ、あの地区は特殊ですね。背景が同じような人達が団地を作っている場所なので、まとまっています。集まりやすい。民生委員さんもしっかりしています。
委員	あの地区には自治会が 11 ありましたよね。確かに自主防災組織は地域性が出るのだと思います。
担当課	昔からある地区はまた違いますよね。
委員	市では、最終的にどのくらいの単位で組織を作ろうとお考えですか。
担当課	今は行政区単位で呼びかけています。地区によってですが、大きなところは 2 つに分けてということを考えています。
委員長	そこはある程度おまかせして、お金が必要なら 2 地区分にするなど柔軟な対応が必要ですね。自主防災組織が訓練を行うと費用と称して補助金を出すという話も聞いたことがあります。
担当課	それはまだ先の話ですね。

5. 下水道の維持管理事業（担当課：下水道課）

担当課	<p>今、稲敷市の下水道課としましては、全体計画図に載っている処理施設、公共下水道が 3 ヶ所、農業集落排水事業の処理場が 8 カ所、新利根地区に関しては、茨城県の浄化センターに直接送っているエリアになりますのでそちらには処理場はなく、計 11 カ所の処理場及びそこまでを繋ぐ管、途中で圧送しているマンホールポンプが 300 カ所等あり、その管理をしております。</p> <p>昨年の修繕費は農業集落排水では 1,700 万、公共下水道で 3,900 万等、合計 5,000 万を超える修繕費が発生しております。これからの全体計画としても、下水道事業が始まってから 20 年を越えましたので、処理施設内の機械及び圧送しているマンホールポンプの老朽化による故障発生件数が右肩上がり伸びている状況です。今後の検討としては、処理施設についても元の計画が旧町村単位で作っているということです。また、約 20 年前に計画を作った時には人口が増えていくという試算で余力のある設計をしていましたが、今現在人口は減少している状況を踏まえ、これほどの数の処理場が必要かどうかということも考え、施設の統廃合等も視野に入れた資産管理計画を来年以降本格的にたてていく計画を持っています。</p> <p>平成 27 年度に一度、施設の統廃合を検討しました。ざっくりと立地や</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	地理的などところのみを考慮した内部での統廃合の検討会です。来年度、ストックマネジメント計画の策定を踏まえて、27年度に作った概要をベースにしながら統廃合の検討を計っていこうと思っております。
委員長	県の流域下水道はどのあたりまでですか。
担当課	新利根地区全体になります。柴崎橋に県のポンプ場がありまして、そこから利根町にある処理場まで河内を經由して送っている状況です。
委員長	その処理場は他にはどこの自治体が使っていますか。
担当課	つくば市、牛久市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市です。
委員長	排出は利根川ですか。
担当課	利根川です。
委員長	市内のものと比べて経費的にはどうですか。
担当課	今、下水道として問題になっているのは、先ほどお話した維持費の右肩上がりという話と、人口減少に伴う収入面の減少です。今後大赤字事業になっていくのが目に見えているので、理想論ですが、流域下水道に全域繋いでしまい県にお願いして、市として処理場は持たないというようにしていければと思います。
委員長	単価はどうですか。
担当課	今となつては、処理単価は県のほうが安いんです。あくまで施設修繕の話なので、厳密には処理単価で計算してはいないのですが、現在では下水道料金では賄いきれないくらい単価が上がっております。下水道料金で考えると町村単位よりも県の流域下水道のほうが高いかもしれませんが、市では料金を上げていないので、赤字を補填しているのが現状です。経営的なところでいうと、下水道料金を将来的には引き上げる形に持っていけないと事業としては成り立たないような状況となっているようです。
委員長	処理場を減らすというのは1つの方法ですね。ただポンプがあまり増えることはよくありません。300くらいありますか。
担当課	大小含めて300強あります。
委員長	多すぎますね。
担当課	平地ですので。
委員長	ポンプは維持費がとてめにかかります。ポンプ場の数を減らせるかどうか。
担当課	実際入れてしまっているポンプに関しては、減らすということは難しいです。基本的には圧送ではなく高い場所から低い場所へ流していくものです。下がりきった場合にまた高い所へ持ちあげてそこから流していくので、1ヶ所つけてしまうとそこを廃止ということは基本的にはできません。

	ん。
委員	公共下水道は本管が深いので自然勾配でいける部分がありますが、農業集落排水は浅いのでポンプがたくさん入っていますよね。
担当課	難しいですね。農業集落排水のポンプは近距離にあり管も細いものです。ポンプの数も多いのですが、ポンプ自体が10万20万で交換でき、汎用品に近いので納期も早く何かあってもすぐ対応できます。しかし、東地区のように平野部で距離が長い公共下水道だとポンプ1つ800万円もします。これらは壊れてすぐ手配しても基本オーダーメイドなので半年以上かかることもあり、施設担当としては困るので、大きくて数が少ないというのもまた問題があり、どちらがよいとは一概には言えません。
委員	密集地でないから大変ですね。隣との距離が長いからです。
委員長	こういう場所を公共下水道でやるのは大変です。
委員	処理施設を統廃合するということですが、最終的に農業集落排水と公共下水道を一本化して利根の浄化センターに流すことは可能なのですか。農水省と国交省で管轄が違いますよね。
担当課	今までは相いれないようなものでしたが、今は農水省側で補助金が出し切れなくなったのか折れてきまして、省を越えた統廃合が広域化事業として推奨されています。稲敷市は農業集落排水と公共下水道が半々くらいありますが、やっていることは同じなので一緒に考えたいということで、農業集落排水を公共下水道へと考えています。
委員	エリア外の地域はどうなっているのですか。
担当課	エリア外は計画区域外ということで基本的には下水を通す予定はありませんという回答をしています。費用を自分で持って繋ぐということはあるかもしれません。
委員	下水道料金は今後上げざるを得ないのでしょうか。
担当課	上げざるを得ないというのが正直なところです。今でもそんなに安いとは皆さん思っていないのは承知していますが。
委員長	農業集落排水と公共下水道の料金は別ですか。
担当課	一緒です。
委員長	それならば、これ以上繋がずに合併浄化槽を同じ料金で管理したほうがいいですね。
担当課	そうすると、法整備が必要になってきます。下水道法では、本管が通って下水道に繋ぐことができる地域では浄化槽を設置してはいけません。基本的には下水道に繋ぐことと定められていますので、稲敷市は今後下水道をやらないなどという話にならない限り難しいです。少しでも赤字を減らすには未加入の方への接続推進をやって加入率を上げる必要があります。計画区域の見直しも必要になってきますし、計画区域から外せば合併浄

	化槽への補助金なども出せるなどという話にもなります。
委員	合併した頃には既に人口減少を予測されていたと思うのですが。
担当課	処理場はもっと前から出来ているものになります。
委員	エリア外の人はいかがいそうですね。敷設して欲しいといたらやってもらえるのですか。
担当課	基本的には出来ません。
委員	そうすると、いくら公共下水道の料金がアップさせたとしても、合併処理浄化槽を設置すれば補助金がでますと言っても、メンテナンスにかかる費用、ランニングコストがかかります。そうすると、エリア外はそういった補助もありませんので格差がでてしまいます。
委員長	合併浄化槽のほうがずっと安いです。
担当課	家から出た汚水が家の中に溜まらないというのが一番のメリットです。
委員	家の外に出すということはどこかに流れるわけですが。勝手には流せないで許可が必要ですよね。
委員長	県の流域下水道も見直しの時期に来ていると思います。
委員	元々つくば研究学園都市のために作られたものですね。本管が流れているので沿線の龍ヶ崎市などは入ったと記憶しています。
担当課	県の浄化センターは稲敷市を全部繋いでもまだ余力があるくらいです。浄化センター側でもコストを下げるには接続してもらったほうがいいのですが、それをやるには莫大な改修費用がかかります。
委員長	管を接続するときには出来る限り小さな口径のものを使ったほうがいいでしょう。どうしても太くしがちだが、勾配があればその分管を細くすることが可能です。 費用との兼ね合いですね。統廃合計画をやるのにもまた大変な費用がかかります。

6. 農作物有害鳥獣駆除対策事業（担当課：農政課）

担当課	<p>通常、農作物の被害を及ぼすような害鳥獣の駆除を行っております。多いのが鳥に関してはカラス、獣では最近イノシシが出没しているということです。カラスの捕獲に関してはカラストラップを使っていて、桜川地内に3ヶ所ほどございます。捕獲は猟友会に委託しています。同じくイノシシに関しても駆除に関しては猟友会に委託しております。委託する理由としましては、罠を仕掛けて捕りますが、そのためには資格が必要であり、猟友会の方は皆その資格をお持ちだということです。現場に行って罠を仕掛けていただき、かかった場合は銃器で射殺もしくは撲殺、その後処分という形になります。最近イノシシが増えてきています。年度ごとの捕獲した頭数を見ますと年々増えております。今年は稲を荒らされたという</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ことで水田にも被害がでています。そこに動態監視カメラを仕掛けましたら、イノシシの親子、親 1 頭、子 5 頭が映像に映りましたので、猟友会に現地確認をしていただいています。素人には分からないのですが、水田は遊び場、農作物を食べる場所はえさ場だそうで、来るまでの道であるけもの道に歩幅を考えて罾を仕掛けるそうです。しかし、なかなかかからないのが現状です。今年度は4月に 3 頭、その後も罾をおいているのですがかからない状況でここまで来ています。依頼している猟友会の方 2 名は 70 歳を過ぎておりますが、専属で動いていただいております。</p>
委員長	<p>これは委託料ですね。県西・県北では実数で言うと年間 1000 頭近いそうです。すごいペースで増えています。そちらではイノシシが出る地区の方に罾を仕掛けるための資格をとってもらい、罾を増やしています。ところがそれでもイノシシが減らないと聞きました。</p>
担当課	<p>通常犬や猫だと繁殖の時期が 1 年に 2 回ですが、イノシシはそれがないそうです。常に繁殖できる状態です。今年の 1 頭目はおなかの中に 6 頭いました。多少の抑止にはなったかもしれません。</p>
委員長	<p>被害を受けている地区も色々なことをしています。国がお金を出してやっていますよね。</p>
担当課	<p>電気柵やフェンスで圃場をすべて囲うということに補助を出すという話もありますが、まだ稲敷市では鳥獣被害防止計画がなく、今年度策定予定ですので、それによって補助を受けることができるようになります。そうすれば、地区の方達に協力していただいて圃場に設置するのであれば、役所としては助言と予算の確保ができます。設置に関しては地域の方でやっていただかないといけません。ただ、ネックになるのが、囲ってしまうと農作業の邪魔になってしまうということです。</p>
委員長	<p>どこまで徹底してやるかということになりますが、イノシシの繁殖力のほうが強いですね。</p>
担当課	<p>とにかく被害の軽減を図っていかないとはいけません。</p>
委員長	<p>この辺りでは何を食べるのですか。</p>
担当課	<p>4～5 月はタケノコをかじっていました。サツマイモ畑も荒らされています。こちらには明日箱罾を設置する予定です。</p>
委員	<p>市では猟友会の方 2 名に委託しているという話ですが、今後人数を増やす予定はありますか。</p>
担当課	<p>補助金で免許取得者の手数料を出しているのですが、なかなか希望者がなく、昨年度で 1 名です。ただ免許を取ったからといってすぐ捕まえられるわけではありませんので。</p>
委員	<p>知り合いにシシ撃ちの人がいるが、市で委託している人が決まっているのでこちらではできないという話を聞きました。市で人数が決まっている</p>

	<p>なら仕方ないのですが、高齢化も進んでいるという話もありましたので、身近にやってくれる人がいれば活用できるのではないかと思います。</p> <p>駆除に協力したいという人がいる場合は、農政課に連絡すればいいですか。</p>
担当課	<p>もしやってくれる人がいればありがたい話です。箱罫を仕掛けるのも免許があるので職員だけではできません。職員の中でも今年 2 人免許の講習にいく予定にはなっています。</p>
委員	<p>見かけたら農政課に連絡したほうがいいのですか。</p>
担当課	<p>そうですね、情報をいただければ行動しているエリアを絞りこんでいくことができます。</p>
委員	<p>土日は休みですよ。日直の方に連絡をしたほうがいいですか。</p>
担当課	<p>はい、日直に話をしておいていただければ、週明けに担当が確認して現地に行きます。</p>

7. 耕作放棄地対策事業（担当課：農政課）

担当課	<p>本来、耕作放棄地対策事業というのは、今は農政課主管でこの事業を管理していますが、農業委員会が中心となって行う事業であると考えています。10 年くらい前から後継者不足の影響や離農される方がいることによって、急速に遊休農地が増加しました。その時に、お辞めになる方に対して、それを担う方が伸びなかった。ただ稲敷市におきましては、認定農業者が 691 名おりまして、水稲については担い手が確保されています。やはり畑作についてはなかなか担い手がいません。現在は、遊休農地（耕作放棄地）にイモの苗を植えて、幼稚園生の収穫の場として提供しています。桜川ではゴッドマザーという団体が、やはりイモの苗を植えて幼稚園生の収穫に提供していて、耕作放棄地の対策に貢献していただいております。それに対する苗代を提供しているような形です。現状は以上です。</p>
委員長	<p>実態として耕作放棄地はどれくらいありますか。</p>
担当課	<p>約 700ha、正確な数字はありませんが、1 割は超えています。</p>
委員長	<p>地域的にはどの辺りですか。</p>
担当課	<p>やはり、江戸崎や浮島辺りの畑地が多いところになります。ただ、水稲でも山あいの谷津田になると条件が悪いため耕作されなくなってきております。</p> <p>数年前までは荒れている場所を新たに耕し作物を作るのに補助金を出していましたが、ここ数年は応募する方がなく、今はやっていない状況です。今後はそういった補助金も必要かもしれません。</p>
委員長	<p>テレビの宣伝で秋田県知事が出ていたが、あれも耕作放棄地の対策ですよ。</p>

担当課	県でも耕作放棄地について、サツマイモ限定ですが補助金を出す事業も始まっています。加工業者でサツマイモが足りない状況だそうです。地元でなくても、例えば行方の人が稲敷に来てやってもいいという話でした。
委員	行方はサツマイモを盛んにやっていますよね。
担当課	やはり全体量が足りないのではないのでしょうか。
委員長	サツマイモは砂地がいいですからね。補助金はサツマイモだけですか。
担当課	補助金は甘藷に限るということです。
委員	市でやっている放棄地対策では、荒れてしまった土地を誰かがやりましょうと言った時に補助金などはありますか。
担当課	現在、市独自でやっているものはありません。考えていかなければというところです。
委員	君山台辺りも放棄された畑地が多く荒れてしまっています。地権者も荒れなければいいですよ、と、無償で貸してくれるようです。今後そういった放棄地が増えていくのであれば、補助金などがあればと思います。
委員長	場所によっては民間企業とセットでできないのでしょうか。例えば水戸だと養命酒とタイアップして薬草を作っています。県北ではソバが多いそうです。NPO が大規模にやっています。四国だとケール、青汁の業者に貸して耕作放棄地を減らしているそうです。農業も産業化してきています。業者が入ってくるのが一番いいですね。
委員	市内に就労支援を行っている NPO がありますが、例えばそういったところに遊休耕作地を貸して作物を作ってもらおうということもできますか。NPO から話があれば検討するということになりますか。
担当課	地権者次第だとは思いますが。
委員	仲介はできるでしょうけどね。水田と違い畑は 1 ヶ月も放置すると草が生えてしまうので手間ひまがかかりますよね。
担当課	水稲の場合はパイプラインが充実しているので水管理ができます。次の人がやろうと思っても意外とハードルが低いです。1 町歩作るのも 2 町歩作るのも同じという感覚ですね。
委員	谷津田はまた別ですが、水田はほとんど圃場整備が終わっているので楽ですよ。
担当課	今は皆さん、大きい区画で大きな機械を使います。そうすると大きな機械では谷津田に入っていけなくなってしまいます。
担当課	谷津田ではイノシシが泥浴びをするのですが、稲が倒れるだけでなく、イノシシの臭いがつくので使えないそうです。今年も神宮寺で水田 2 枚分あきらめた人がいます。 イノシシも大量捕獲した場合、どのように処分するのかという話になってきます。

委員	しし肉として販売したらどうでしょうか。
委員長	茨城県は放射能検査を一頭ずつしなくてはいけないので大変です。石岡の方は昔からイノシシを食肉として提供していますが、1頭ずつ検査しているはずですよ。
担当課	あの辺りは屠殺場も充実していますね。この辺りだとそういった施設を建てるかどうかの話から始めないといけません。
委員	農業に関してはとにかく後継者を探さないといけないですね。トラクターに乗っている人は皆高齢になっていますよね。
委員長	先ほど話したように、ある程度の規模の企業や農業法人へ繋ぐことができないでしょうか。また、健康ブームなどにうまく乗れるといいですね。
担当課	市でも企業誘致辺りで農業関係の企業を引き込むような手段を考えてくれると農政課としても助かります。
委員長	そうするとそのための人出を確保しなくてはなりません。集約型でできればいいが、耕作放棄地を上手く使おうとすると、どうしても人手が必要ですね。

8. 稲敷市通学路交通安全プログラム実施事業（担当課：教育学務課）

担当課	<p>私のほうから簡単ではございますが事業の概要についてご説明させていただきます。</p> <p>プログラムの目的についてお話しします。平成 24 年全国で登下校中の子どもの交通事故が相次いで発生しました。それを受けて、国が全国に向けて通学路の安全を確保するようという通達が出ました。稲敷に限らず全国各地で平成 24 年から 25 年にかけて大々的に通学路の安全点検が実施されたことがそもそもの始まりです。継続して通学路の安全確保をすべきということがあり、平成 26 年度末にこの交通安全プログラム実施事業を策定、平成 27 年度にスタートしました。</p> <p>内容です。まず、毎年年度始めの 4 月に学校ごとにその年の通学路の確認作業を行います。教育学務課では、4 月末から 5 月にかけて各学校で危険、または気になる通学路はないか報告を求めています。その報告をもとに現地に行きまして、どういった点が危ないのかを確認し、集約したのち、毎年 7 月から 8 月にかけて、教育委員会や学校だけではなく、国県道は国や茨城県、市道は稲敷市の建設課、その他、稲敷警察署、稲敷市の交通を担当しております危機管理課そういった皆さんを現地に集め、現場を確認します。なぜ危ないのか、それを改善するにはどのような手があるのかというのを、現場を見ながら話し合いを行います。場合によっては、ガードレールをつけたり、どうしようもない場合は通学路を変更できないか考えたりと、ハード整備から見守りなどのソフト事業まで対</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>応しています。実際の工事については茨城県や稲敷市の建設課に頼んだり、横断歩道などは稲敷署を通して茨城県警に新規に作るための要望を出したりしています。市では、注意喚起の看板を立てたり、路面に緑地に白文字のスクールゾーンを書いたりということをしています。</p> <p>事業費は毎年 200 万円前後ですが、これは先ほどお話した看板やスクールゾーンを設置するためのものとなっております。</p> <p>今年もつい先日夏休みに関係機関に集まっていただき、色々と意見が出ましたので、警察や県へ持って帰っていただきまして、出来るだけ早急に対応をお願いしているところです。</p> <p>過去に行ったものといたしましては、一覧表や現場の写真が別資料でございますのでご覧ください。</p> <p>簡単ですが、私のほうから概要を説明させていただきました。よろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>毎年点検をやるということですが、その度に新しい場所が見つかりますか。</p>
担当課	<p>そういうこともありますし、今年に限っては昨年度点検をして対策をしましたが、今年来た教員が現場を見た時に、まだ怖いという意見がありましたので、2年連続で確認しに行った場所もあります。</p>
委員	<p>実際に通学している小中学生から見て危ないと感じる場所、そういった意見を吸い上げることはありますか。子どもは背が低いので、大人とは感じ方が違うかもしれません。</p>
担当課	<p>我々は先生にお願いしていますが、確かにそうですね。</p>
委員	<p>小学生は集団登校ですか。</p>
担当課	<p>基本的には集団登校です。</p>
委員	<p>中学生はどうですか。</p>
担当課	<p>中学生はばらばらです。</p>
委員	<p>中学生は交通事故にあっても届け出をしないことがあります。注意喚起が必要かもしれません。急いでいると何も言わないで行ってしまう、そういう事例を見たこともありますし、学校にお知らせしてもたいしたケガではないということで、出てこないことがあります。車と接触していても、学校にも警察にも届けないので、認識されていない数は結構あると思います。小中学生に少しでも接触した場合にはきちんと報告するよう意識を植え付ける、あるいは危険を感じたら学校に報告して対策してもらおうように言っていないと、把握されていないものがあるのではないのでしょうか。</p>
委員長	<p>生徒からの目線の調査は、危険マップを作らせるなど、学校単位でやっているところはあると思います。そのマップと大人のマップが一致しているかどうかというのは大事な話ですよ。</p>

	先ほどの話ですと、軽度の事故に関しては、子どもは言いませんね。
委員	そういうことがあると学校で全校生徒に話をしますが、中学生くらいはそれが恥ずかしくて言わなかったりもします。難しいですね。
委員長	課を中心にやっているものは繰り返しやっているのですね。それに子どもが目線を足していけたらと思います。道路をすぐに直すのはできませんが、取り組んでいけないといけませんね。
委員	新利根の歩道橋がとても古くなっていますが点検はしていますか。
担当課	県道 5 号線で管轄は茨城県ですが、今年も管理している担当者に依頼をしています。市でやるものはすぐ動けるのですが、警察や県になると、私達の希望よりも対応に時間がかかってしまいます。なので繰り返しお願いしています。
委員	階段の横の斜面は、冬に凍ってしまうと自転車で渡るのが難しい状況です。危ないので、中学生はそこを通らないで信号を通過して通学するようになっていますね。
担当課	稲敷市には、小学校の前に歩道橋が何ヶ所かあり、去年おととして補修が入りました。次は新利根ではないかとこちらも期待しています。
委員長	スクールガードリーダーは、有償ですか、ボランティアですか。
担当課	謝礼という形でお支払いしています。
委員長	どの程度ですか。
担当課	活動日 1 日につき 5 千円です。ただし予算上上限があり月 12 日 6 万円が最大です。ここ数年は継続で 4 人です。
委員長	前職は何ですか。
担当課	うち 3 名が警察官、1 名が刑務官です。
委員	先ほど、危機管理課の地域防犯改善対策事業をお聞きしました。その中で青パトに乗っている防犯対策員は 1,500 円らしいです。そこでスクールガードリーダーの話になりましたが主管課でないのだから分からないという話でした。
委員長	その時の話では、青パトは月に何回かでそれ以外の日はスクールガードリーダーが使っているということでした。全体でどれくらい青パトが使われているのか知りたかったのですが、4 人でということだとそれほどの稼働率ではありませんね。
委員	危機管理課では講習を受けた人が乗るのが月に 3、4 回で。あとは市の公用車なので、スクールガードリーダーが利用しているという話でした。
委員長	それ以外に子どもの安全を見守る人はいますか。4 人ではあまりにも少ないですよ。4 人という人数はどういう理由で設定されていますか。
担当課	稲敷旧 4 町村で地区割りをして 1 人 1 地区を担当し、下校時間帯にそ

	<p>の中を巡回しています。学校で防犯教室があればそこにも行ってもらっています。</p>
委員長	<p>後は、青パトの活動については危機管理課と話し合ったほうがいいと思います。報酬も 1,500 円と 5,000 円でバランスも悪いですね。それ以外にも町なかでは、普段から子どもの安全活動が無償でやっている人もいます。地区ごとにやっているというポーズも必要かもしれませんが、現実の子どもの安全を考えると、地域の人達が辻ごとに見守っているほうがずっと機能しているように感じます。</p>
委員	<p>危機管理課では、14 時半から 17 時くらいの間は青パトで動いているという話でした。青パトは 4 台しかないので重複はできません。なので、空いている時間を利用してスクールガードリーダーが管内パトロールをしているわけですね。</p>
委員長	<p>管材課が管理しているのなら車両の運行記録があると思うので、企画課でそれを調べてみてくれませんか。普通の公用車に青いランプを載せてもいいわけですね。両方の話を聞くと色々と疑問が湧いてきます。機構改革でこのような問題が解決するとよいのですが。</p> <p>昨年だと大阪のブロック塀の事故もありました。今まで安全だと言われていたものをもう一度点検・報告するよという要請もきています。そういうのに関しては問題ありませんか。</p>
担当課	<p>稲敷市内のブロック塀については、通学路上のブロック塀について倒れかかっている箇所はないか各学校で点検をして報告も受けたところです。我々素人が見ても明らかに危険な箇所が 1 ヶ所ありました。そこについては地元の方も皆分かっている、子どもは反対側を歩くように対応しています。</p>
委員長	<p>ブロック塀の権利者には対応するようにお願いはしていますか。</p>
担当課	<p>大阪の事件が起きる前から危険だと言われていましたし、お願いもしています。</p>
委員長	<p>起きてからでは遅いですね。とりあえず反対側を歩いているから起きないことにするというのは極めて日本的な解決方法です。子どもはそんなこと関係なく歩くこともあるかもしれません。</p>
委員	<p>地域の子どもは地域で守るということで見守る人がいますね。6 年生がお世話になった人に感謝状を書いてくださいと先生から言われた時に、いつも見守っている方に感謝状が来たそうです。そういう人がいるから地域がまとまりますね。地域力でもあると思います。</p>
委員長	<p>危機管理課を含めて相談をしてみてください。目的は同じなのにばらばらに活動しています。話を聞いていると、道路に立って見守っているお年寄りが一番機能しているように思います。</p>

委員	旧新利根の辺りに歩道部分を示す緑色の線が引かれたのはよかったです。
委員	安全点検の結果、5ヶ所くらいなので結構クリアはしていますね。地権者の関係でなかなか進まない部分はあるようですが。

(2) 評価結果の取りまとめ

委員長	《1. 妊産婦支援事業（不妊治療費助成等）》 一部見直しが3、多数決だと一部見直しになりますがいかがでしょうか。ただ、皆さんそれなりに意見も出していますので、そちらを書いていたいただきたいと思います。
各委員	(了承)
委員長	《2. 地域防犯環境改善事業》 一部見直しが3、適正ではないが2です。ここにある意見をきちんと載せるということと、先ほどお願いした青パトの使用率についてですね。不要かもしれません。公用車に青いランプを載せればそれで十分な気がします。利用頻度を調べてみてもらえますか。一部見直しでよろしいですか。
各委員	(了承)
委員長	《3. 空き家対策事業》 一部見直しでよろしいでしょうか。
各委員	(了承)
委員長	《4. 自主防災組織育成事業》 一部見直しです。もう少し積極的にやってほしいですね。意見が大事なのでなるべくきちんと書きこんでください。
各委員	(了承)
委員長	《5. 下水道の維持管理事業》 これは4対1で概ね適正です。下水道はこれから大変だと思います。
各委員	(了承)
委員長	《6. 農作物有害鳥獣駆除事業》 これは概ね適正です。他の市町村の話聞いていますがどこも必死です。稲敷市は出没頭数も少ない事もあり、まだ緊張感がありませんね。
各委員	(了承)
委員長	《7. 耕作放棄地対策事業》 概ね適正が3、一部見直しが2、ということは概ね適正になりますが、県の施策がサツマイモだからそれをやっているというだけで、市でどうするかという考えがない。そこが問題です。 一部見直しのほうが良いかと思うのですがいかがでしょうか。

各委員	(了承)
委員長	《 8. 稲敷市通学路交通安全プログラム実施事業》 これは、概ね適正が 3 で一部見直しが 2 ですが、概ね適正でいいですか。外部評価委員会としては、報酬や青パトの問題を記録に残してください。危機管理課にも伝えてください。
各委員	(了承)

(3) 今後のスケジュールについて

事務局	今後のスケジュールとしましては、今月は 8 月 26 日 (月)、28 日 (水) 29 日 (木) となっております。
-----	--------------------------------------------------------------

以上